

第3号議案 2021年度事業計画及び会計収支予算について

一般社団法人 埼玉県建設産業団体連合会 2021年度事業計画

1. 建設産業に関する調査研究及び提言

建設産業に関わる種々の情報の収集・分析を行い、広報誌、ホームページ、各種会議等を通じ、会員及び広く建設産業へ情報を提供する。蓄積・分析した情報を元に、国・県・地方公共団体に対し、建設産業全体の健全な発展に寄与する有効な施策を提起、要請する。

事業実施に当たっては、関係機関との連携をより稠密にし、建設産業の意見や要望を的確に届けられるよう関係の構築に努める。

- ① 官公庁の行政施策や通達、業界紙等を日常的に収集・分析し、理事会や専門委員会で議論・意見集約を実施する。また、収集した情報等については、ホームページ等を通じて迅速に会員等に伝達する。
- ② 各会議・会合については、新型コロナウイルス感染症流行を考慮し、書面・リモート会議なども積極的に活用し、感染拡大防止に努める。
- ③ 各種事業を通じ、連合会の知名度を高めるとともに建設産業を担う団体等が、会員または賛助会員として当連合会に加盟するよう、加入促進の案内の送付などを行う。ただし、直接訪問等については、新型コロナウイルス感染症の終息までは自粛する。
- ④ 国及び地方公共団体その他関係機関との連携を密にするため、必要に応じて連絡調整会議等を開催する。
- ⑤ 社会資本整備の促進、県内建設産業の発展や建設産業が抱えている諸問題の解決等を図るため、会員団体の意見を集約し、国及び地方公共団体その他関係機関に対して、効果的に要望・陳情活動、意見交換会等を実施する。
- ⑥ 会員・関連団体の主催する会議、国及び県等主催の各種協議会等に参加し、行事遂行に協力する。特に、一般社団法人全国建設産業団体連合会並び一般財団法人建設業振興基金等との連携を強化し、各種事業に協力する。

2. 建設産業に従事する者の能力開発及び経営改善の支援

会員団体構成員の能力向上、経営改善を図るため、県、会員団体、関係団体と連携し、各分野における専門家を招き講演会・研修会を実施する。

- ① 会員団体構成員の体質強化を図り、厳しい時代を乗り越えていく『建設産業』の確立に向けた、経営力・技術力・企画力の強化に関連する講演会・研修会等を開催する。
- ② 開催する研修会等については、関係機関・会員団体との連携や、継続学習制度（CPD）認定研修とすることで、多くの参加者が得られるように工夫する。

- ③ 会員団体が開催する講演会等については、要請に基づいて共催し、その運営に協力する。
- ④ 各種団体等が実施する事業助成に積極的に応募し、助成金を活用して新規事業の展開や、既存事業の活性化を図る。
- ⑤ 季刊誌『建産連ニュース』を四半期ごとに年4回発行（紙面・電子版）し、建設産業に関連する有益な情報を会員団体及び関係機関等に提供する。
- ⑥ 国及び県が行う構造改善事業に積極的に参画するとともに、「建設産業政策2017+10」等の趣旨に則り、建設産業の構造改善のための事業の推進を図る。
- ⑦ 『埼玉県建設産業担い手確保・育成ネットワーク』について、新型コロナウイルス感染症の状況を勘案しつつ早期に総会を開催するとともに、幹事会での検討をさらに進め、県内建設産業の魅力発信と未来の担い手の発掘・育成に取り組む。

3. 建設産業に関する啓発宣伝事業

建設産業のイメージアップとPRを図るため、下記の事業を展開する。

- ① 建設産業の役割や重要性を一般に広くアピールするため、引き続き、県内の幼稚園、小・中学校の児童・生徒を対象として、『「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール』を実施する。また、優秀作品は、頒布用カレンダーの原稿とするなど広報素材として有効に活用する。
- ② 建設産業のイメージアップとPRを目的に「埼玉の建設産業」ポスター・絵画コンクール表彰式の実施、入賞作品集の作成など必要に応じ各種の広報・イベントを行う。
- ③ 連合会ホームページにて優秀作を公開し、広く情報を発信する。

なお、事業展開に際しては、一般財団法人建設業振興基金の助成制度を活用する。

4. この法人が所有し、会員建設産業団体が入居する建物の運営

（埼玉建産連会館及び埼玉建産連研修センターの管理運営）

建物及び施設設備の適切な維持管理を行うため、下記を実施する。

- ① コロナウイルス感染症流行に留意し、研修センターの運営においては、感染予防対策を徹底するとともに、利用者に対しても感染対策に協力いただくよう呼びかける。
- ② コロナウイルス感染症対策として、政府から示されているガイドラインに沿った運営を行い、主催者に対しては、ソーシャルディスタンスを確保できる広い会議室を選定してもらうよう案内を行う。
- ③ コロナウイルス感染症の拡大により、研修センターの貸出収入は、平年の売上高が見込めない状況であるが、流行終息後を見据えてホームページの改良を行い、利便性及びセキュリティを向上させる。
- ④ 建産連会館テナント空室が増加しているため、入居者を増やすための営業、業界団体へのパンフレット等の配布、入居要件についての検討等を行う。また、短期貸しやリモートワークスペースへの転用など、柔軟な運用を検討し、収入増を目指す。

- ⑤ 建設後40年近く経過し、老朽化の著しい各種設備の更新を計画的に進める。
 - ア 建産連会館内空調設備の老朽化が深刻であり、設備更新の準備を開始する。
 - イ 研修センター屋上部からの漏水が慢性化し、室内改修の障害になっているため、抜本的な対策となる工事検討を行う。
 - ウ 会館及び研修センターの経年劣化に伴う不具合については、随時修繕を実施する。
 - エ 既設設備の改修に際しては省エネ設備を導入し、固定費の削減に努める。
 - オ 利用者の安全・安心確保のため、法令に則った防災・安全対策を実施する。
- ⑥ 建産連会館研修センター棟へのエレベーター設置について検討する。当初から事務所棟にはエレベーターが1基設置されているが、研修センター棟にはエレベーターが設置されておらず、2つの棟をつなぐ渡り廊下もない。平成18年12月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が施行され、この法律を受けて、県では平成21年4月から建築物バリアフリー条例が施行となり、すべての規模の会議室でエレベーター設置が義務付けられている。（現在は「既存不適格建築物扱い」）
- ⑦ 会館の駐車場については、多額の土地賃借料を支払っているにも関わらず無料であり、かつ利用者間でのトラブルが多発し、施設運営上の大きな負担となっている。連合会会員、入居団体の意見を踏まえつつ、駐車場のあり方について専門委員会等で検討する。

5. その他目的を達成するために必要な事業

連合会の目的を達成するため、下記の事業を展開する。

- ① 事務局業務の効率化と人的資源の有効活用を目的に、職員間業務情報の共有、業務マニュアルの整備、資料電子化等を推進し、限られたリソースを有効に割り振り、会員及び会館利用者の満足度を増進させる。
- ② 会員増加を目的に、役員と連携しながら、関連団体への営業活動を実施する。
- ③ 官公庁及び各種団体等が募集する助成金・補助金に積極的に応募し、有効活用することで、各事業を活性化する。
- ④ コロナウイルス感染症流行の終息が見通せない中、職員・館内及び訪問者への感染対策を十分に行う。また、事務局においては、感染拡大防止を目的とした政府の要請等に従い、在宅勤務、休業などに協力する。